

宇都宮地方検察庁



みなさん こんにちは! わたし「べりぃちゃん」です。 宇都宮地方検察庁のマスコットキャラクター です。よろしくね。

ぼくは「ホウリス君」 法務省のマスコットキャラクター をやってるよ。



# 栃木県の検察庁はどこにあるの? いくつあるの?

世後されず 検察庁には、最高検察庁、高等検察庁、地方検察庁、区検察庁の4 型類があります。栃木県には,「地方検察庁」と「区検察庁」とがあり ます。

そのうち、いろいろな事件を捜査する「地方検察庁」は、栃木県を5 つの地域に分けて担当するようにしています。

うつのみやし うつのみやちほうけんさつちょう 宇都宮市に「宇都宮地方検察庁」

と 5 ぎ し うつのみゃちほうけんさつちょうとちぎしぶ 栃木市に「宇都宮地方検察庁栃木支部」

ましかがし うつのみやちほうけんさつちょうあしかがしぶ 足利市に「宇都宮地方検察庁足利支部」

ままたわらし うつのみやちほうけんさつちょうおおたわらしぶ 大田原市に「宇都宮地方検察庁大田原支部」

まかし うつのみやちほうけんさつちょうもおかしぶ 真岡市に「宇都宮地方検察庁真岡支部」

があります。

「きょんなな。 一番大きいのは「宇都宮地方検察庁」です。

比較的罪の軽い事件を捜査する「区検察庁」は

うつのみやちほうけんさつちょう 「宇都宮地方検察庁」と同じ場所に「宇都宮区検察庁」

うつのみやちほうけんさつちょうとちぎしぶ \*\*\* ばしょ とちぎくけんさつちょう 「宇都宮地方検察庁栃木支部」と同じ場所に「**栃木区検察庁**」

うつのみやちほうけんさつちょうあしかがしぶ \*\*\* ばしょ あしかがくけんさつちょう 「宇都宮地方検察庁足利支部」と同じ場所に「足利区検察庁」

うつのみやちほうけんさつちょうおおたわらしぶ まな ばしょ おおたわらくけんさつちょう 「宇都宮地方検察庁大田原支部」と同じ場所に「大田原区検察庁」

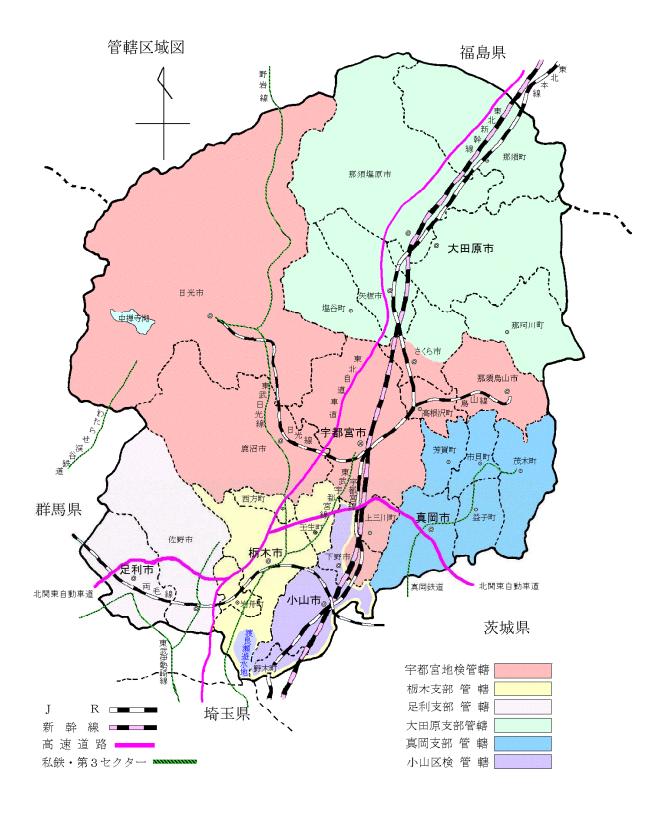
うつのみゃちほうけんさつちょうもぉかしぶ 「宇都宮地方検察庁真岡支部」と同じ場所に「**真岡区検察庁**」

があります。

「地方検察庁」と同じ場所にない「区検察庁」は、

カルボー オやまくけんさつちょう 小山市に「小山区検察庁」

があります。



# Q 検察庁で働いている人は何人いるの? みんな検事さんな の?

A 検察庁では、全国でおよそ2700人の検察官と、およそ9000 人の検察事務官が仕事をしています。

横察庁には、検事だけでなく、副検事、検察事務官、その他の職員 がいて、それぞれ役割労担をして仕事をしています。

## Q 検察庁ではどんな仕事をしているの?

A 検察庁では、犯罪を犯した人を取り調べたり、犯罪の証拠を集めたり して、検察官が犯人に罰を与えるため裁判所に訴えを起こすかどうか 決めています。

裁判所に訴えを記こすことを記訴といいます。

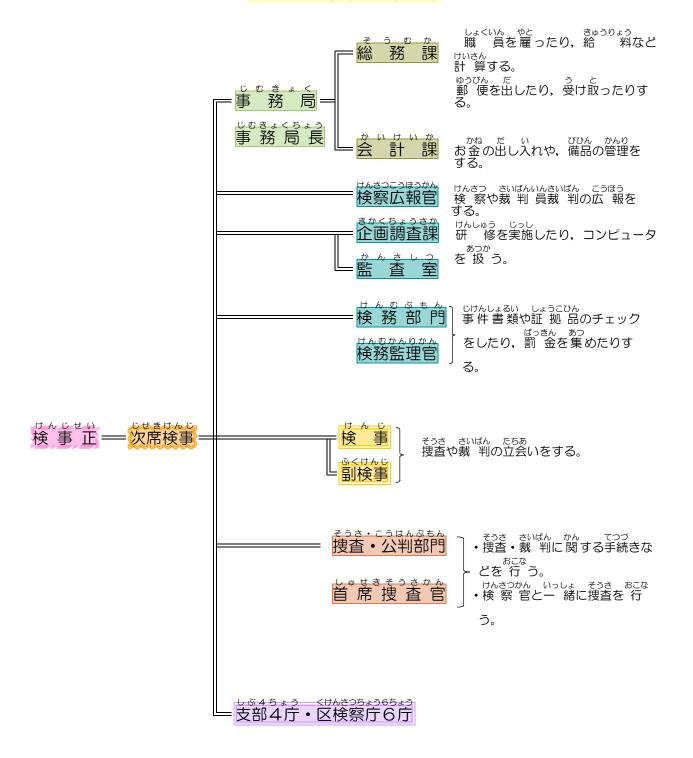
そのほかにもいろいろな仕事をしています。

警察が捜査した事件の書類や証拠品の引き継ぎを受けたり、裁判で 有罪になった人を刑務所に入れる手続をしたり、罰金を集めたりしています。また、裁判の書類を保管したりしています。

このように、検察庁では、犯罪を捜査し、裁判をし、裁判で決まった 罰を実行するまで関わっています。

うつのみやちほうけんさつちょう 宇都宮地方検察庁の仕組みは次の図のとおりです。

### うつのみやちほうけんさつちょう。しく 宇都宮地方検察庁の仕組み



## Q 検察庁と警察はどう違うの?

A 検察庁も警察も犯罪について捜査をします。お互いに協力しあって 犯罪の捜査をします。

警察は誰が犯罪を犯したか(悪いことをしたか)について証拠(物や話)を集め、犯人を逮捕(捕まえる)するのが仕事です。警察が捜査した事件は、検察庁に引き継ぎます。

検察庁では、証拠がボー浴な流について、警察にもう一度捜査をしてもらったり、検察庁で捜査したりして、逮捕された人間が本当の犯人かどうか確かめた上で、裁判所に起訴(どんな刑罰を与えるのがいいか判断してもらう)するかどうかの処分を決める仕事をしています。

日本では、起訴は検察管だけに認められた権限で、警察管は起訴することができません。起訴がなければ裁判は始まりません。悪いことをした人に罰を与えるためには裁判をしなければなりません。逆に十分反省している人に対しては、起訴をしないこともできます。検察官は、法律の専門家なので、法律的な観点からも判断します。

また、検察官は、裁判に立ち会って、被告人がどのように悪いことをしたのかを明らかにしていきます。警察官は裁判に立つことができません。

だから、検察管の仕事はとても重要なのです。 事件が起きてからのことを図にしてみます。

### じけん はっせい 事 件の発 生

はんにん さが そうさ 犯 人を捜す捜査

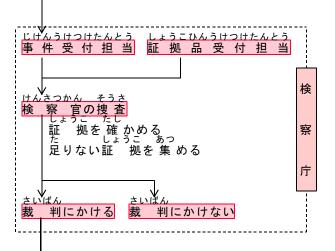
<sup>はんにん まちが</sup> その犯 人に間 違いないか <sub>たし そうさ</sub> 確 かめる捜 査

# まれた は は は は か に は か に は か に と ん 官 か 官 か 官 か に と 人 官 か 官 か 官 よ な 要 が な 官 か 官 ま 特 本 本 本 本 の の も た 他



じけん はっせい **事件の発 生** 

#### じけん ひっつ 事 件を引き継ぐ





<sup>じけん</sup> ひ っ **事件の引き継ぎ** 



<sup>けんさつかん</sup> そうさ **検 察 官の捜査** 



さいばんしょ き そ 裁 判 所に起訴

さい ばん いん さい ばん 裁 判 員 裁 判

## Q 裁判はどのようにして行われるの?

- A 裁判について順番に説明します。
  - 1 検察官が証拠によって犯人と認めた人を起訴します。
    - 起訴された犯人のことを被告人といいます。
    - 起訴がないと裁判が始まりません。また、裁判所は自分で犯人と認めた人を起訴することはできません。
  - 2 裁判には、裁判管、検察管、弁護人のほかに被告人も出席します。 殺人などの重大な裁判では裁判管が3人になります。
  - 3 検察管は、裁判管に、被告人が犯罪を犯したという証拠を崇します。 そして、犯罪の被害の大きさや、なぜ、どのように犯罪を犯したのか、被告人が反省しているかなどを考え、どのくらいの量さの罰にしたらよいか意見を述べます。
  - 4 弁護人は、被告人のために、「被告人は本当の犯人ではない。」 「十分反省して、これからは罪を犯さないと約束しているので軽い 罰にしてください。」などの意見を主張します。
  - 5 そして、裁判管は、被告人本人からも直接話を聞き、検察管、 弁護人の言い分をよく聞いて、被告人が罪を犯しているか、犯して いるとすればどのくらいの罰にした方がよいか決めます。
- ※ 平成21年5月21日から「裁判員制度」が実施されています。この制度は、一定の重大な事件について国民(大人)も参加して、有罪か無罪か、有罪の場合、どのくらいの刑を科すべきかを、裁判官と一緒に判断するものです。

# Q 検察官になるにはどうしたらいいの?

A 検察官には、検事、副検事があり、検事になるには、法科大学院というところを修了(勉強して卒業する)して、司法試験という試験に合格し、司法研修所というところで、勉強することが必要です。司法試験に合格すると、検察官だけでなく、裁判官や弁護士になることができます。でも、この試験は合格するのが大変難しいので、一生懸命勉強してください。

副検事については , 検察庁の職員である検察事務官や警察官などの公務員として一定期間仕事をした後に, 副検事になるための試験を受け、合格すると副検事になることもできます。副検事が検事になるための試験をための試験を受けて合格すると検事になる道もあります。

# Q 検察事務官になるにはどうしたらいいの?

A 検察事務官になるには、人事院という国の機関が行っている国家 公務員になるための試験に合格することが必要です。そして、自分の 希望する検察庁の面接試験を受けて合格すると、検察事務官になれます。